

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

## 緊急事態の準宣言地域

緊急事態宣言に準じる地域として、発令地域と同様に飲食店の時短営業などが要請されるとともに、協力金の引上げなどを実施。広島市を指定予定だったが見送りに。

## 今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

1/18(月) 大安	通常国会召集
19(火) 赤口	
20(水) 先勝	大寒、年2回特例の源泉税の納期、米国大統領就任式
21(木) 友引	
22(金) 先負	
23(土) 仏滅	東京オリンピックまで半年
24(日) 大安	

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
1/11(月) 成人の日		
12(火)	28,164 △25	104.15 ▼0.18
13(水)	28,456 △292	103.68 △0.47
14(木)	28,698 △242	104.03 ▼0.35
15(金)	28,519 ▼179	103.69 △0.34

## 在宅勤務に係る費用負担等のQ &amp; A

新型コロナウイルス感染防止などにより、テレワークが推進されていますが、国税庁は在宅勤務手当等に係る課税の取扱いを公表しました。

Q. 従業員に在宅勤務手当を支給した場合は？

A. 例えば、毎月定額の在宅勤務手当（在宅勤務の費用に使用しなくても返還不要なもの）を支給した場合は、給与として課税対象となりますが、在宅勤務に必要な費用の実費相当額を精算する方法で支給する場合は、非課税となります。なお、支給した在宅勤務手当のうち、実費相当額の超過部分を返還しなかった場合、超過部分は課税対象となります。

Q. 在宅勤務で使用するパソコンなどの事務用品等を支給した場合は？

A. 事務用品等を従業員に支給（所有権が従業員に移転）した場合は、現物給与として課税対象となりますが、貸与する場合には、課税されません。

Q. 在宅勤務に要した通信費などの取扱いは？

A. 従業員が家事部分を含めて負担した通信費や電気料金のうち、業務のために使用した部分の金額を合理的に計算した上で、企業に報告して精算する場合に非課税となります。

Q. 通信費などの業務使用部分の計算方法は？

A. 通信費については、【1カ月の通信費×1カ月の在宅勤務日数割合×1/2】で計算します。例えば、1カ月（30日）の在宅勤務が15日間で、通信費が1万円の場合は、2500円（1万円×15日/30日×1/2）が業務使用部分として非課税となります。

また、電気料金については、【1カ月の電気料金×使用した部屋の床面積割合×1カ月の在宅勤務日数割合×1/2】で計算します。

■この記事の詳細は、情報BOX201502

## 緊急事態宣言の影響を受けた事業者へ一時金

11都府県に発令された緊急事態宣言に伴い、飲食店等が時短営業の要請に協力する場合は協力金が支給されますが、飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛による影響を受けて、売上が減少した中小事業者に対しては一時支援金の支給が実施される予定です。

この一時支援金は、①緊急事態宣言発令地域等の飲食店と直接・間接の取引があること、又は②緊急事態宣言発令地域等における不要不急の外出・移動の自粛により直接的な影響を受けたことで、本年1月又は2月の売上が前年比50%以上減少している事業者に対して、法人は最大40万円、個人事業者等は最大20万円を支給します。

## 持続化・家賃支援給付金の申請期限が延長

持続化給付金及び家賃支援給付金の申請期限は、原則1月15日までとなっていたましたが、新型コロナウイルス感染拡大等を踏まえ、期限に間に合わない事情がある方などは2月15日まで延長されました。

ただし、持続化給付金については、1月31日までに書類の提出期限延長を申し込む必要があります。なお、売上対象月が12月以外の場合であっても、期限延長の対象となります。

★納期の特例を受けている企業の源泉所得税(7月～12月分)の納付期限は1月20日(水)です。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 在宅勤務に係る費用負担等の課税の取扱い

## ◆在宅勤務手当を支給した場合

在宅勤務に通常必要な費用について、その費用の実費相当額を精算する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭は、従業員に対する給与として課税する必要はありません。

なお、企業が従業員に在宅勤務手当（従業員が在宅勤務に通常必要な費用として使用しなかった場合でも、その金銭を企業に返還する必要がないもので、例えば、毎月 5,000 円を渡切りで支給するもの）を支給した場合は、従業員に対する給与として課税する必要があります。

## ◆在宅勤務に係る事務用品等（パソコン等）を支給した場合

企業が所有する事務用品等を従業員に貸与※する場合には、従業員に対する給与として課税する必要はありませんが、企業が従業員に事務用品等を支給した場合（所有権が従業員に移転する場合）には、従業員に対する現物給与として課税する必要があります。

※例えば、企業が従業員に専ら業務に使用する目的で事務用品等を「支給」という形で配付し、その配付を受けた事務用品等を従業員が自由に処分できず、業務に使用しなくなったときは返却を要する場合も、貸与となります。

## ◆在宅勤務に通常必要な費用を精算する方法

企業が在宅勤務に通常必要な費用を精算する方法としては、次の方法が考えられます。

## ◎従業員へ貸与する事務用品等の購入

1. 企業が従業員に対して、在宅勤務に通常必要な費用として金銭を仮払いした後、従業員が業務のために使用する事務用品等を購入し、その領収証等を企業に提出してその購入費用を精算（仮払金額が購入費用を超過する場合には、その超過部分を企業に返還※）する方法

2. 従業員が業務のために使用する事務用品等を立替払いにより購入した後、その購入に係る領収証等を企業に提出してその購入費用を精算（購入費用を企業から受領）する方法

## ◎通信費・電気料金

1. 企業が従業員に対して、在宅勤務に通常必要な費用として金銭を仮払いした後、従業員が家事部分を含めて負担した通信費や電気料金について、業務のために使用した部分を合理的に計算し、その計算した金額を企業に報告して精算（仮払金額が業務に使用した部分の金額を超過する場合、その超過部分を企業に返還※）する方法

2. 従業員が家事部分を含めて負担した通信費や電気料金について、業務のために使用した部分を合理的に計算し、その計算した金額を企業に報告して精算（業務のために使用した部分の金額を受領）する方法

※支給した在宅勤務手当のうち、購入費用や業務に使用した部分の金額を超過した部分を従業員が企業に返還しなかったとしても、その購入費用や業務に使用した部分の金額については従業員に対する給与として課税する必要はありませんが、超過部分は従業員に対する給与として課税する必要があります。

## ◆通信費に係る業務使用部分の計算方法

在宅勤務に要した通信費を支給する場合、電話の通話料については、通話明細書等により業務のための通話に係る料金が確認できますので、その金額を企業が従業員に支給する場合には、従業員に対する給与として課税する必要はありません。

基本使用料やデータ通信料などについては、次の算式により算出したものを企業が従業員に支給する場合には、従業員に対する給与として課税する必要はありません。ただし、従業員本人が所有するスマートフォンの本体の購入代金や業務のために使用したと認められないオプション代等を企業が負担した場合、その金額は従業員に対する給与として課税する必要があります。

【従業員が負担した 1 ヶ月の基本使用料や通信料等×従業員の 1 ヶ月の在宅勤務日数/該当月の日数×1/2】

## ◆電気料金に係る業務使用部分の計算方法

在宅勤務に要した電気料金を支給する場合、次の算式により算出したものを企業が従業員に支給する場合には、従業員に対する給与として課税する必要はありません。

【従業員が負担した 1 ヶ月の基本料金や電気使用料×業務のために使用した部屋の床面積/自宅の床面積×従業員の 1 ヶ月の在宅勤務日数/該当月の日数×1/2】

※上記の算式によらずに、より精緻な方法で業務使用部分の金額を算出し、その金額を企業が従業員に支給している場合も、従業員に対する給与として課税しなくて差し支えありません。